

議第140号

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

呉市職員特殊勤務手当支給条例（平成10年呉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第17条の2 夜間看護等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 病院，診療所又は老人保健施設に勤務する助産師，看護師，准看護師又は介護職員が，正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護，介護等の業務に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は，その勤務1回につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する業務 次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額</p> <p>ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 <u>3,300円</u></p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 <u>2,900円</u></p> <p>ウ 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 <u>2,000円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(夜間看護等手当)</p> <p>第17条の2 夜間看護等手当は，次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 病院，診療所又は老人保健施設に勤務する助産師，看護師，准看護師又は介護職員が，正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護，介護等の業務に従事したとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項に規定する手当の額は，その勤務1回につき次の各号に掲げる業務の区分に応じ，当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に規定する業務 次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額</p> <p><u>ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 7,300円</u></p> <p><u>イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 次に掲げる場合の区分に応じ，次に掲げる額</u></p> <p><u>(7) 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 3,550円</u></p> <p><u>(イ) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円</u></p> <p><u>(ウ) 深夜における勤務時間が2時間未満である場合 2,150円</u></p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p>

付 則

(施行期日等)

1 この条例は，公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の呉市職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の特殊勤務手当支給条例」という。）の規定は，平成30年4月1日から適用する。
（特殊勤務手当の内払）
- 3 改正後の特殊勤務手当支給条例の規定を適用する場合には，この条例による改正前の呉市職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された夜間看護等手当は，改正後の特殊勤務手当支給条例の規定による夜間看護等手当の内払とみなす。

（提案理由）

国家公務員の夜間看護等手当の引上げに準じ，夜間看護等手当の引上げ等所要の改正を行うため，この条例案を提出する。